

「食料・農業・農村基本計画」等に関する意見書（案）

国は、令和7年4月11日、令和12年度までの農業政策の指針となる新たな「食料・農業・農村基本計画」を閣議決定した。

新たな基本計画は、これまで唯一の目標だった食料自給率を改定前の45%に据え置く一方、生産資材の安定供給など、食料安全保障の向上に資する項目について数値を設けている。

主要作物の米は、輸出に力を入れるとして30か所程度を重点地域として設定し、10アール当たり4万円の補助を行い、令和6年に4万6000トンだった輸出量を35万トンまで増やすとしている。食料安全保障の観点からすれば、輸出より、国内での「米不足」や品薄の影響による2倍以上に及ぶ米価格の高騰を引き起こさない対策が求められている。

「米不足」が生じた原因には減反の誘導による作付面積の減少とともに、時給10円といわれる米作り農家の経営難による離農の激増がある。

これまでの基本計画が、目標とした食料自給率が45%だったにもかかわらず、38%にまで後退した原因は、45%に高めるロードマップがなく、予算の裏付けがなかったことにあることは明白である。

ついては、新基本計画における食料自給率向上目標達成と、昨今の主食である米の不足と価格高騰を避けるため、以下の事項の実現を強く要望する。

記

- 1 米の品薄や品薄による米価格の高騰を避けるため、輸出用の米作りだけでなく、主食用米生産に取り組む農業者に対し10アール当たり4万円の補助金を支給すること。

米の備蓄量はこれまで国内需要量の1.5か月～2か月分とされる100万トン程度としてきたが、災害が多発する時代であり、有事の際を想定して1年間分を備蓄する国もあることから、備蓄量を大幅に増やすこと。

- 2 5年以内に食料自給率を45%以上に高めるロードマップを策定し、必要な予算を必ず確保すること。昭和55年以来の40年間で37%も削減されてきた農業・食料関連予算を、2倍以上に増額すること。

- 3 「トランプ関税」問題への対応で、米や大豆、トウモロコシなどの輸入枠拡大が「カード」扱いされるかのような報道もあるが、日本の食料自給率が38%まで低下している現実を直視し、食料主権の観点から、圧力に屈せず毅然として拒否すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和7年7月8日